

個別契約書（例文）

ボクサー_____（以下「甲」という）とマネージャー_____（以下「乙」という）は、甲乙が20____年____月____日付で締結した「JBC 選手統一契約書」（以下「原契約」という）に関連し、以下の通り個別契約を締結する（以下「本契約」という）。

第1条（契約金）

- 1 乙は甲に対し、原契約の契約料（プロ入り契約料）として、20____年____月____日限り、金_____万円（税込）を支払う。
- 2 本契約締結日から____年以内に原契約が終了（終了の理由は問わない）した場合に、甲が同終了後にプロボクサーとしての活動（試合、リハーサル、練習、練習試合等への参加を含むが、これらに限られない）をしたと乙が認めたときは、甲は乙に対し、直ちに、前項の金_____万円のうち金_____万円を返還し支払うものとする。

第2条（月額所属報酬）

- 1 乙は甲に対し、所属報酬として、原契約の存続期間中、毎月____日限り、月額_____万円（税込）を、支払う。
- 2 本契約締結日から____年以内に原契約が終了（終了の理由は問わない）した場合に、甲が同終了後にプロボクサーとしての活動（試合、リハーサル、練習、練習試合等への参加を含むが、これらに限られない）をしたと乙が認めたときは、甲は乙に対し、直ちに、前項で乙が支払った月額所属報酬の合計額のうち____%を返還し支払うものとする。

第3条（アパート等の賃料）

- 1 乙は甲に対し、原契約の存続期間中、甲が居住するアパート・マンション・寮等の賃料月額_____万円（税込）を、負担するものとする。支払方法は別途協議して決定する。
- 2 本契約締結日から____年以内に原契約が終了（終了の理由は問わない）した場合に、甲が同終了後にプロボクサーとしての活動（試合、リハーサル、練習、練習試合等への参加を含むが、これらに限られない）をしたと乙が認めたときは、甲は乙に対し、直ちに、前項で乙が負担した賃料の合計額の____%を返還し支払うものとする。

第4条（合宿費用）

- 1 乙は甲に対し、原契約の存続期間中、乙が甲の練習のため必要であると判断した場合、少なくとも年間____回、国内又は国外での合宿を行う（但し、場所、期間等の詳細は乙が決定する）とともに、その旅費、滞在費及び練習費用を負担するものとする。
- 2 本契約締結日から____年以内に原契約が終了（終了の理由は問わない）した場合に、甲が同終了後にプロボクサーとしての活動（試合、リハーサル、練習、練習試合等への参加を含むが、これらに限られない）をしたと乙が認めたときは、甲は乙に対し、直ちに、前項で乙が負担した合宿に関する費用の合計額の____%を返還し支払うものとする。

第5条（選手の招へい費用）

- 1 乙は甲に対し、原契約の存続期間中、乙が甲の公式試合のマッチメイク又は練習相手の確保のため必要であると判断した場合、国内又は国外に所在する選手の招へいを行い（但し、期間等の詳細は乙が決定する）、その旅費、滞在費及び練習費用を負担するものとする。
- 2 本契約締結日から__年以内に原契約が終了（終了の理由は問わない）した場合に、甲が同終了後にプロボクサーとしての活動（試合、リハーサル、練習、練習試合等への参加を含むが、これらに限られない）をしたと乙が認めたときは、甲は乙に対し、直ちに、前項で乙が負担した選手の招へいに関する費用の合計額の____%を返還し支払うものとする。

第6条（その他）

- 1 乙が本契約に違反した場合も、甲は乙に対し、原契約及び本契約を解除できないものとし、甲の救済は金銭請求に限られるものとする。
- 2 本契約の存続期間は原契約の存続期間と同一とし、また原契約の終了（終了の理由は問わない）の場合は本契約も当然に終了するものとする。但し、本契約が終了（終了の理由は問わない）した場合であっても、甲の乙に対する本契約上の各債務については、当該各債務の履行が完了するまで、なお効力を維持するものとする。
- 3 本契約に定めのある事項のほか、本契約は原契約と一体をなすものとし、本契約に定めのない事項については全て原契約の規定が適用されるものとする。

（以下、本文余白）

契約締結日：_____年__月__日

（甲）

住所

氏名

（乙）

住所

氏名